

## (仮称)長野市ごみのポイ捨て等を防止しきれいなまちをつくる条例(案)まちづくり意見等公募結果

### 1 意見・提案の公募概要

#### (1) 公募期間

平成22年8月25日(水)～9月24日(金)(31日間)

#### (2) 公募方法

広報ながの、市ホームページ、環境政策課、行政資料コーナー、各支所の窓口において条例(案)要綱を公表し、書面又は電子メール等で意見を公募した。

### 2 意見・提案の公募結果

#### (1) 意見等提出者 43人

(FAX31人、窓口提出5人、電子メール4人、支所提出3人)

#### (2) 意見等件数 85件

No.	意見等提出内容(意見等の趣旨に応じて分類)	件数(件)
1	条例制定	25
2	市の責務(啓発方法)	5
3	市の責務(職員の模範行動)	6
4	市の責務(目標・成果の報告)	6
5	路上・歩行喫煙	14
6	飼い犬のふん	1
7	重点区域の指定	4
8	指導・勧告	2
9	罰則	6
10	灰皿の設置	6
11	ごみ箱の設置	4
12	清掃活動の実施	2
13	巡回の実施	2
14	猫・鳩の餌付け	1
15	食堂の喫煙	1
合 計		85

### 3 意見・提案に対する市の考え方

対応区分ごとの件数

区分	対応方針	件数(件)
1	意見等により、条例案を修正・追加する	0
2	条例案に盛り込まれているため、条例案を修正しない	0
3	条例案は修正せず、今後の取り組みにおいて検討又は参考とする	42
4	検討の結果、条例案の修正は困難である	6
5	その他(上記のいずれにも該当しないもの)	37
合 計		85

(仮称)長野市ごみのポイ捨て等を防止し、きれいなまちをつくる条例(案)  
意見提出状況(受付順)

受付 No	受付日	受付 方法	性別	意見 No	意見項目	意見内容(要約)
1	8月25日	FAX	男性	1	罰則	ポイ捨て等は個人がマナーとして順守するべき。守られていない現状は、罰則・取締の施策が不備ではないか。
1				2	市の責務(啓発方法)	美化意識の向上のための啓発に相当数の予算と手間を掛けざるを得ない。
2	9月7日	FAX	男性	3	条例制定	観光都市を目指して、市民全員が強い意識を持ち、おもてなしをするということを示すために、条例化は絶対が必要。
2				4	市の責務(職員の模範行動)	市職員は率先垂範して、日常生活の中で模範となる行動をする。違反者を注意する。
2				5	市の責務(目標・成果の報告)	目標と成果報告の義務を追加するべき。
3	9月8日	FAX	男性	6	重点区域	大規模事業所(県庁等)への主要駅からの通勤路(例:西後町、仲町通り等)も指定するべき。
4	9月10日	FAX	男性	7	条例制定	外国客増加、オリンピック開催都市という誇りから条例は必要。
4				8	市の責務(職員の模範行動)	市民の見本として市職員が模範となり行動することで啓蒙活動を行っていくことが望ましい。
4				9	市の責務(目標・成果の報告)	目標と成果の報告をすることにより、啓蒙活動を行っていくことが望ましい。
5	9月10日	FAX	男性	10	条例制定	自然が豊かな長野の街がポイ捨てなどのごみであふれてはいけないので条例は必要。
5				11	市の責務(職員の模範行動)	市職員にもリーダーとしてポイ捨て防止の模範になるような行動を日常の中で行ってもらえれば、市民もそれに習いクリーンなまちづくりの意識改善につながると期待する。
6	9月10日	FAX	女性	12	条例制定	県外からの観光客が多くなっているため条例は必要。
6				13	市の責務(職員の模範行動)	市職員が率先して模範となっていきたい。
6				14	市の責務(目標・成果の報告)	目標や成果の報告もお願いしたい。
7	9月13日	FAX	男性	15	条例制定	他の市から来た人にも胸を張って言える長野市をつくれると思うので条例は必要。
7				16	市の責務(職員の模範行動)	職員は模範にならないといけないと思う。
7				17	市の責務(目標・成果の報告)	目標と成果の報告の義務は必要である。

(仮称)長野市ごみのポイ捨て等を防止し、きれいなまちをつくる条例(案)  
意見提出状況(受付順)

受付No	受付日	受付方法	性別	意見No	意見項目	意見内容(要約)
8	9月13日	FAX	女性	18	条例制定	長野市がもっと良い街になるための良い条例だと思う。
9	9月13日	FAX	女性	19	条例制定	市民全員が誰もがができるおもてなしとして示すためには、この条例は必要。
9				20	市の責務(目標・成果の報告)	市の職員から日常生活の中で模範となる行動をして、この条例の目的を達成し、成果報告してほしい。
10	9月13日	FAX	男性	21	罰則	違反者は罰金くらいにした方がよいのでは、悪質な者にはもっと重い罰則を考えるべき。
11	9月15日	FAX	男性	22	条例制定	時代背景を踏まえた上で、しっかりとした「指針」並びに「条例」を設定することが大切。
12	9月15日	支所	男性	23	条例制定	迷惑行為をおかす人のタイプは反発心を持っていると思われる。あまり厳しい表現だとかえって難しい。やんわりと心に訴えることが効果的ではないか。
13	9月15日	FAX	女性	24	条例制定	基本的に賛成。市民全員が「ポイ捨てしない。きれいな長野市をみんなで」の気持ちになることを促すための条例になることを願う。
14	9月16日	FAX	女性	25	灰皿設置(場所の明示)	灰皿の設置場所をはっきりとさせて、子どもたちや吸わない人たちの迷惑をならないような配慮をお願いしたい。
15	9月16日	FAX	男性	26	条例制定	現在、分煙や公共の場所において禁煙は当たり前のエチケットであり、健康面やクリーンな都市宣言として早く条例を制定してほしい。
16	9月20日	メール	男性	27	条例制定	条例で禁止しなくては悲しいことだが、条例制定はやむを得ない。
16				28	路上・歩行喫煙	歩行中だけでなく、公共の場、道路すべてにおいて、灰皿の有無にかかわらず禁煙とするべき。特に、権堂地区を重点区域に指定し、観光客にクリーン長野を訴えるべく禁煙区域するべき。
16				29	飼い犬のふん	街路灯等の錆びの原因の一つとなっており、修理に伴う氏の助成金負担を減らすためにも飼い犬の尿も禁止するべき。
16				30	猫・鳩の餌付け	猫の餌付けと鳩の餌付けも同時に禁止してほしい。猫のふん尿や他人の敷地等でお産、墓場化等の近所迷惑はこの上ない。鳩害は、善光寺も餌付けを禁じたことが何よりの証拠である。
16				31	食堂の禁煙	できることなら食堂もすべて禁煙にしてほしい。少なくとも分煙は最低限義務付けるべき。
17	9月20日	FAX	男性	32	条例制定	自然豊かな長野県だからこそ必要な条例である。
17				33	条例制定	既に多くの自治体で行っているので、成果の出ている自治体の方法を参考にしてほしい。
17				34	罰則	違反者には罰則があった方がいいのではないかと。注意だけでは良くならないのではないかと。

(仮称)長野市ごみのポイ捨て等を防止し、きれいなまちをつくる条例(案)  
意見提出状況(受付順)

受付 No	受付日	受付 方法	性別	意見 No	意見項目	意見内容(要約)
18	9月20日	FAX	男性	35	条例制定	きれいなまちづくりを目指すため、マナー・モラルの向上を図るためにも条例は必要である。
18				36	罰則	悪質な行為に対しては罰則があってもいい。
18				37	灰皿設置(場所の充実)	路上・歩行喫煙、受動喫煙を防止するため、喫煙室の設置等を考えてもいい。
19	9月20日	FAX	女性	38	灰皿設置(場所の充実)	公共施設や街頭の吸い殻入れを増設する。
19				39	市の責務(啓発方法)	ポイ捨て防止の告知を強化する。
19				40	市の責務(監視体制)	市職員を中心とした地域単位での巡回・監視システムを確立する。
20	9月20日	FAX	男性	41	条例制定	ごみのポイ捨てと歩行喫煙禁止の条例は絶対に必要。
21	9月20日	FAX	男性	42	条例制定	店舗の駐車場に吸い殻や空き缶などを捨てていく人がたくさんおり、このような条例ができれば効果が期待できる。
22	9月20日	FAX	男性	43	市の責務(啓発方法)	積極的に宣伝をして、市民に訴えかけることが必要である。目立つイベントに参加することも必要。
22				44	ごみ箱設置	費用は掛かると思うが、ごみ箱を増設した方が良いと思う。
22				45	条例制定	市民全員がポイ捨てしない、きれいな街づくりに賛成。
23	9月20日	FAX	男性	46	条例制定	ごみやたばこのポイ捨てについて条例を作ることはやるべきことだと思う。
23				47	ごみ箱設置	街中のごみ箱を増やしてみてもどうか。
23				48	市の責務(啓発方法)	看板やPOPで訴えたりしてみてもどうか。
24	9月20日	FAX	男性	49	市の責務(啓発方法)	禁止行為に対する啓発活動をどのように行うのか。
24				50	指導・勧告	誰が違反者に注意するのか。
24				51	市の責務(目標・成果の報告)	もっと目標、成果等、監視するシステムを作る。

(仮称)長野市ごみのポイ捨て等を防止し、きれいなまちをつくる条例(案)  
意見提出状況(受付順)

受付No	受付日	受付方法	性別	意見No	意見項目	意見内容(要約)
25	9月20日	FAX	男性	52	巡回	たばこのポイ捨て禁止を長野市の繁華街でも実施すれば良いと思う。監視する人を雇うことで雇用対策にも少し役立つと思う。
26	9月20日	FAX	男性	53	条例制定	こういった条例には大賛成である。
26				54	罰則	ある月には強化週間を設け、その月に違反すれば徹底的に罰則を与えるなどのものやってみても良いと感じる。
27	9月20日	FAX	男性	55	清掃活動	定期的に強制で地区ごとにごみ拾い活動を実施する。その際に、ポイ捨てに関する法令、罰則をみんなに教え、ポイ捨て減少につなげるようにする。
27				56	ごみ箱設置	ポイ捨ての目立つ場所などにごみ箱の設置を行い、様子をうかがう。
28	9月20日	FAX	男性	57	条例制定	この条例に賛成。ポイ捨て等をなくして、きれいなまちにしてほしい。
28				58	灰皿設置(場所の充実)	灰皿の設置をもっと増やした方がよいと思う。
28				59	ごみ箱設置	ごみ箱の設置をもっと増やした方がよいと思う。
28				60	路上・歩行喫煙	歩行喫煙をしている人には厳しく罰した方がよいと思う。
28				61	清掃活動	年に何回か町の清掃をする日などを決めてやった方がよいと思う。
29	9月20日	FAX	男性	62	条例制定	長野のまちをきれいにするという意識を高めることができるこの条例は賛成である。
30	9月20日	FAX	男性	63	路上・歩行喫煙	路上喫煙、歩行喫煙の禁止も含め考える必要があると思う。喫煙場所以外の喫煙の禁止条例も併せてセットで施行することが必要と思われる。
31	9月20日	FAX	女性	64	路上・歩行喫煙	たばこの路上・歩行喫煙に関して、「喫煙をしないように配慮」などという表現ではほとんど改善されることはないと思う。人通りの多い場所を中心に禁止にする方が望ましいと思う。
31				65	条例制定	ごみのポイ捨てに関して、現状を考えれば、条例を作り、個人個人の意識向上が必要だと考える。
32	9月21日	FAX	男性	66	路上・歩行喫煙	「喫煙をしないよう努めなければならない」ではなく、はっきりと禁止にすべき。重点地域を指定して対策を強化する。将来的には罰則も必要。
33	9月21日	窓口	男性	67	条例制定	市民の意識高揚のためならば、条例(案)に賛成である。
34	9月21日	窓口	男性	68	条例制定	たばこを吸っているが投げ捨てはしない。あまり厳しい規制をしないでほしい。

(仮称)長野市ごみのポイ捨て等を防止し、きれいなまちをつくる条例(案)  
意見提出状況(受付順)

受付No	受付日	受付方法	性別	意見No	意見項目	意見内容(要約)
35	9月21日	窓口	男性	69	条例制定	街をきれいにするためのわかりやすい内容でいい。たばこは規制するよりマナーの向上が大切だと思う。
36	9月21日	窓口	女性	70	条例制定	ごみのポイ捨て防止には賛成なので、特に意見はない。
37	9月21日	支所	男性	71	路上・歩行喫煙	自転車等に乗車中と車運転中を鮮明に分けて記入すべき。定義の中では自転車等と述べればすべての車が入るということであるが、一般には範囲も広く理解されにくい。車運転中の文言をはっきり入れていただきたいと思う。
38	9月21日	窓口	男性	72	重点区域	条例制定時から中央通りや権堂アーケード、長野駅前を重点地域に指定することで、条例を周知させることができ、ごみのポイ捨てが減少すると考える。
38				73	路上・歩行喫煙	路上・歩行喫煙は、他の歩行者に火傷を負わせる恐れがあるほか、受動喫煙の問題もある。路上・歩行喫煙については、禁止という形にさせていただきたくお願いしたい。
38				74	灰皿設置(場所の充実)	路上・歩行喫煙禁止を徹底していくには、喫煙者への配慮も必要。重点箇所をお願いした中央通り、権堂アーケード、長野駅前には灰皿を設置し、喫煙場所を設け、分煙を徹底し、喫煙者に理解していただく方策も必要と考える。
39	9月24日	FAX	男性	75	罰則	市民の声が反映され、条例が制定されることになりうれしく思う。ただ、罰則がないとポイ捨てはなかなか減らないように思う。
39				76	指導・勧告	捨てられた場合どこに相談したらいいか。また、どのような証拠があれば指導・勧告できるのか。
39				77	重点区域	重点区域とはどのような場所を指定できるのか。
40	9月24日	メール	男性	78	路上・歩行喫煙	「喫煙をしないよう努めなければならない」ではなく、禁止としたほうが良い。
40				79	路上・歩行喫煙	別の条例で善光寺や長野駅付近において路上喫煙禁止地区(罰則付き)を実施すべき。
41	9月24日	支所	男性	80	路上・歩行喫煙	たばこの最も危険な点は、たばこから生じる副流煙なるものに害があることである。条例において「～努めなければならない」と努力義務で終わっていることは非常に残念である。
41				81	灰皿の設置(場所の配慮)	分煙場所の選定にもより配慮しなければならない。なぜそこに灰皿を設置したのかと疑う場所がほとんどである。
42	9月24日	メール	男性	82	重点区域	条例制定時から中央通りや権堂アーケード、長野駅前を重点地域に指定することで、条例を周知させることができ、ごみのポイ捨てが減少すると考える。
42				83	路上・歩行喫煙	路上・歩行喫煙は、他の歩行者に火傷を負わせる恐れがあるほか、受動喫煙の問題もある。路上・歩行喫煙については、禁止という形にさせていただきたくお願いしたい。
43	9月24日	メール	女性	84	路上・歩行喫煙	人ごみの中で火のついたタバコを持つことは迷惑で危険だと思う。路上・歩行喫煙については禁止という部分を明確にし、少しでも喫煙で困っている人の気持ちを救ってほしいと思う。

氏名 住所 なし	9月20日	FAX	-	-	条例制定	他府県での成功事例を参考とするべき。
----------------	-------	-----	---	---	------	--------------------

## 意見等の概要と市の考え方

意見 No	意見項目	意見内容（要約）	市の考え方	対応区分
1	条例制定	観光都市を目指して、市民全員が強い意識を持ち、おもてなしをするということを示すために、条例化は絶対に必要。	条例の制定に向けて引き続き取り組んでまいります。	5 その他
2	"	外国客増加、オリンピック開催都市という誇りから条例は必要。		"
3	"	自然が豊かな長野の街がポイ捨てなどのごみであふれてはいけなないので条例は必要。		"
4	"	県外からの観光客が多くなっているので条例は必要。		"
5	"	他市から来た人にも胸を張って言える長野市をつくれると思うので条例は必要。		"
6	"	長野市がもっと良い街になるための良い条例だと思う。		"
7	"	市民全員が誰もができるおもてなしとして示すためには、この条例は必要。		"
8	"	時代背景を踏まえた上で、しっかりとした「指針」並びに「条例」を設定することが大切。		"
9	"	基本的に賛成。市民全員が「ポイ捨てしない。きれいな長野市をみんなで」の気持ちになることを促すための条例になることを願う。		"
10	"	現在、分煙や公共の場所において禁煙は当たり前のエチケットであり、健康面やクリーンな都市宣言として早く条例を制定してほしい。		"
11	"	条例で禁止しなくてはならないのは悲しいことだが、条例制定はやむを得ない。		"
12	"	自然豊かな長野県だからこそ必要な条例である。		"
13	"	きれいなまちづくりを目指し、マナー・モラルの向上を図るために条例は必要。		"
14	"	ごみのポイ捨てと歩行喫煙禁止の条例は絶対に必要。		"
15	"	店舗の駐車場に吸い殻や空き缶などを捨てていく人がたくさんおり、このような条例ができれば効果が期待できる。		"
16	"	市民全員がポイ捨てしない、きれいな街づくりに賛成。		"
17	"	ごみやたばこのポイ捨てについて条例を作ることはやるべきことだと思う。		"
18	"	こういった条例には大賛成である。		"
19	"	この条例に賛成。ポイ捨て等をなくして、きれいなまちにしてほしい。		"
20	"	長野のまちをきれいにするという意識を高めることができるこの条例は賛成。		"
21	"	ごみのポイ捨てに関して、現状を考えれば、条例を作り、個人個人の意識向上が必要だと考える。		"
22	"	市民の意識高揚のためならば、条例（案）に賛成である。		"
23	"	ごみのポイ捨て防止には賛成なので、特に意見はない。		"
24	"	迷惑行為をおかす人のタイプは反発心を持っていると思われる。あまり厳しい表現だとかえって難しい。やんわりと心に訴えることが効果的ではないか。	条例の制定及び今後の取り組みの際の参考としてまいります。	3 修正せず参考
25	"	成果の出ている自治体の方法を参考にしてはどうか。	条例の制定及び今後の取り組みの際の参考としてまいります。	3 修正せず参考

意見 No	意見項目	意見内容（要約）	市の考え方	対応区分
26	市の責務 （啓発方法）	美化意識の向上のための啓発に相当数の予算と手間を掛けざるを得ない。	<p>条例の周知や美化意識向上に関する啓発は必要であると考えています。          今後、効率的かつ効果的な啓発方法について具体的な検討を進め、実施してまいります。          また、ご意見は今後の参考としてまいります。</p>	3 修正せず参考
27	〃	ポイ捨て防止の告知を強化する。		〃
28	〃	積極的に宣伝をして、市民に訴えかけることが必要である。目立つイベントに参加することも必要。		〃
29	〃	看板やPOPで訴えたりしてみてはどうか。		〃
30	〃	禁止行為に対しての啓発活動をどのように行うのか。		〃
31	市の責務 （職員の模範 行動）	市職員は率先垂範して、日常生活の中で模範となる行動をする。違反者を注意する。		<p>条例の目的を達成するには、市民・来訪者、事業所、市が相互に協力しながら環境美化に取り組んでいく必要があります。          市においても、啓発活動に取り組んでまいります。まず市職員が市民等の模範となるよう、庁内における周知及び教育を徹底してまいります。</p>
32	〃	市民の見本として市職員が模範となり行動することで啓蒙活動を行っていくことが望ましい。	〃	
33	〃	市職員にもリーダーとしてポイ捨て防止の模範になるような行動を日常の中で行ってもらえれば、市民もそれに習いクリーンなまちづくりの意識改善につながると期待する。	〃	
34	〃	市職員が率先して模範となっていきたい。	〃	
35	〃	職員は模範にならなければならないと思う。	〃	
36	〃	市の職員から日常生活の中で模範となる行動をしてほしい。	〃	
37	市の責務 （目標・成果 の報告）	目標と成果報告の義務を追加するべき。	<p>目標については、現在策定中の「第二次長野市環境基本計画」などにおいて、具体的数値の設定を検討してまいります。          また、成果については、施行後、必要な調査を実施し、定期的に市ホームページなどで公表していくとともに、市民アンケートを実施するなど、条例の運用の中で取り組んでまいります。</p>	4 修正困難
38	〃	目標と成果の報告の義務は必要である。		〃
39	〃	目標と成果の報告をすることにより、啓蒙活動を行っていくことが望ましい。		3 修正せず参考
40	〃	目標や成果の報告もお願いしたい。		〃
41	〃	この条例の目的を達成し、成果報告してほしい。		〃
42	〃	もっと目標、成果等、監視するシステムを作る。		〃



意見 No	意見項目	意見内容（要約）	市の考え方	対応区分	
43	路上・歩行喫煙	歩行中だけでなく、公共の場、道路すべてにおいて、灰皿の有無にかかわらず禁煙とすべき。特に、権堂地区を重点区域に指定し、観光客にクリーン長野を訴えるべく禁煙区域にするべき。	<p>長野駅前、長野大通り、中央通りなど9カ所において実施した路上喫煙実態把握調査（H19.5及びH22.5実施）において、路上喫煙者が減少傾向であることなどから、喫煙時の配慮については当面禁止とはせず、努力義務として、喫煙マナーの向上を啓発してまいります。</p> <p>なお、条例施行後の実態調査により、規制強化などの必要が生じた場合は、改めて検討してまいります。</p>	3 修正せず参考	
44	〃	歩行喫煙をしている人には厳しく罰した方がいいと思う。		〃	
45	〃	たばこの路上・歩行喫煙に関して、「喫煙をしないように配慮」などという表現ではほとんど改善されることはないと思う。人通りの多い場所を中心に禁止にする方が望ましいと思う。		〃	
46	〃	「喫煙をしないよう努めなければならない」ではなく、はっきりと禁止にすべき。重点地域を指定して対策を強化する。将来的には罰則も必要。		〃	
47	〃	「喫煙をしないよう努めなければならない」ではなく、禁止としたほうが良い。		〃	
48	〃	路上喫煙、歩行喫煙の禁止も含め考える必要があると思う。喫煙場所以外での喫煙の禁止条例も併せてセットで施行することが必要と思われる。		〃	
49	〃	別の条例で善光寺や長野駅付近において路上喫煙禁止地区（罰則付き）を実施すべき。		〃	
50	〃	たばこの最も危険な点は、たばこから生じる副流煙なるものに害があることである。条例において「～努めなければならない」と努力義務で終わっていることは非常に残念である。		<p>受動喫煙による健康への悪影響は、科学的に明らかになっているものの、屋外における喫煙の健康被害に関してその判断基準が明確になっていないことや、路上・歩行喫煙による火傷等の救急事象が、市内において過去5年間、善光寺御開帳期間中も含めて発生していないことなどから、喫煙時の配慮については当面禁止とはせず、努力義務として、喫煙マナーの向上を啓発してまいります。</p> <p>なお、条例施行後の実態調査により、規制強化などの必要が生じた場合は、改めて検討してまいります。</p>	3 修正せず参考
51	〃	路上・歩行喫煙は、他の歩行者に火傷を負わせる恐れがあるほか、受動喫煙の問題もある。禁止という形にさせていただきたくお願いしたい。			〃
52	〃	路上・歩行喫煙は、他の歩行者に火傷を負わせる恐れがあるほか、受動喫煙の問題もある。禁止という形にさせていただきたくお願いしたい。	〃		
53	〃	人ごみの中で火のついたタバコを持つことは迷惑で危険だと思う。路上・歩行喫煙については禁止という部分を明確にし、少しでも喫煙で困っている人の気持ちを救ってほしいと思う。	〃		
54	〃	たばこを吸っているが投げ捨てはしない。あまり厳しい規制をしないでほしい。	<p>喫煙時の配慮については当面禁止とはせず、努力義務として、喫煙マナーの向上を啓発してまいります。</p>		3 修正せず参考
55	〃	街をきれいにするためのわかりやすい内容でいい。たばこは規制するよりマナーの向上が大切だと思う。		〃	
56	〃	自転車等に乗車中と車運転中を鮮明に分けて記入すべき。定義の中では自転車等と述べればすべての車が入るということであるが、一般には範囲も広く理解されにくい。車運転中の文言をはっきり入れていただきたいと思う。	<p>自動車の車内には、一般的に吸い殻入れが設置されており、また、車内での喫煙行為が、直接、ポイ捨て行為や火傷被害につながる可能性は低いと考えることから、この条例に車運転中と規定することは難しいと考えます。</p>	4 修正困難	

意見 No	意見項目	意見内容（要約）	市の考え方	対応区分
57	飼い犬の ふん	街路灯等の錆びの原因の一つとなっていることから、飼い犬の尿も禁止するべき。	尿は回収が困難であり、ふんと同様の規制はそぐわないと考えることから、この条例に規定することは難しいと考えます。 ただし、尿が錆びの原因にならないように水をかける等を含め、飼い主に対してマナーの向上について啓発してまいります。	4 修正困難
58	重点区域	大規模事業所（県庁等）への主要駅からの通勤路（例：西後町、仲町通り等）も指定するべき。	重点区域の指定については、指定区域の住民、関係機関との協議や調整が必要であるなど、慎重に検討していく必要があります。 施行後、必要な調査を実施するなどして、区域指定についてさらに検討していくこととします。 なお、ご意見は今後の参考としてまいります。	3 修正せず参考
59	〃	条例制定時から中央通りや権堂アーケード、長野駅前を重点地域に指定することで、条例を周知させることができ、ごみのポイ捨てが減少すると考える。		〃
60	〃	条例制定時から中央通りや権堂アーケード、長野駅前を重点地域に指定することで、条例を周知させることができ、ごみのポイ捨てが減少すると考える。		〃
61	〃	重点区域とはどのような場所を指定できるのか。	重点区域の指定については、指定区域の住民、関係機関との協議や調整が必要であるなど、慎重に検討していく必要があります。 施行後、必要な調査を実施するなどして、区域指定についてさらに検討していくこととします。	5 その他
62	指導・勧告	誰が違反者に注意するのか。	禁止行為に対する指導・勧告は、行為者を特定した上、市が行います。 また、ごみが捨てられた場合は、まずは市にご相談いただき、悪質な行為については、警察署へ通報するなど、関係機関と連携を取ってまいります。	5 その他
63	〃	捨てられた場合どこに相談したらいいか。また、どのような証拠があれば指導・勧告できるのか。		〃
64	罰則	違反者には罰則があった方がいいのではないかと。注意だけでは良くならないのではないかと。	罰則は、禁止行為の実効性を担保するものであると考えます。 しかし、罰則の実効性や公平性を確保するためには、監視員による常時の巡回などが必要となり、人件費などに毎年相当の経費を要することから、費用対効果について更なる検討が必要であると考えます。 したがって、当面は罰則を規定せず、指導や啓発活動を中心に取り組み、施行後、必要な調査を実施し、規制強化などの必要が生じた場合は改めて検討していくこととします。 また、悪質な行為については、廃棄物処理法など関係法令の罰則の適用などにより対処してまいります。	3 修正せず参考
65	〃	ポイ捨て等は個人がマナーとして順守するべき。守られていない現状は、罰則・取締の施策が不備ではないかと。		〃
66	〃	違反者は罰金くらいにした方がよいのでは。悪質な者にはもっと重い罰則を考えるべき。		〃
67	〃	悪質な行為に対しては罰則があってもいい。		〃
68	〃	ある月には強化週間を設け、その月に違反すれば徹底的に罰則を与えるなどのものをやってみても良いと感じる。		〃
69	〃	市民の声が反映され、条例が制定されることになりうれしく思う。ただ、罰則がないとポイ捨てはなかなか減らないように思う。		〃

意見 No	意見項目	意見内容(要約)	市の考え方	対応区分
70	灰皿の設置	灰皿の設置場所をはっきりとさせて、子どもたちや吸わない人たちの迷惑にならないような配慮をお願いしたい。	市街地等の灰皿にシールを貼付するなどの対策を取り喫煙場所での喫煙を促していくほか、喫煙マナーの向上について啓発してまいります。	3 修正せず参考
71	"	路上・歩行喫煙、受動喫煙を防止するため、喫煙室の設置等を考えてもいい。	灰皿の増設等については、ポイ捨てを防止する方法の一つとして有効と考えられますが、人通りの多い長野駅善光寺口・東口や市街地の商店街等で自主的に灰皿を設置していただいているほか、喫煙時には携帯用灰皿の使用も考えられます。 また、設置には、分煙・禁煙の推進をはじめとした社会情勢などを十分考慮する必要もあることから、当面は喫煙マナーの向上について啓発してまいります。	5 その他
72	"	公共施設や街頭の吸い殻入れを増設する。		"
73	"	灰皿の設置をもっと増やした方がいいと思う。		"
74	"	路上・歩行喫煙禁止を徹底していくには、喫煙者への配慮も必要。重点箇所をお願いした中央通り、権堂アーケード、長野駅前には灰皿を設置し、喫煙場所を設け、分煙を徹底し、喫煙者に理解していただく方策も必要と考える。		"
75	"	分煙場所の選定にもより配慮しなければならない。	灰皿の設置については、施設管理者及び商店街等で自主的に設置していただいているところです。 今後、公共の場所において新たに設置する場合は、社会情勢や周辺住民等の意見を十分考慮しなければならないと考えております。	5 その他
76	ごみ箱の設置	費用は掛かると思うが、ごみ箱を増設した方がいいと思う。	ごみ箱の増設については、ポイ捨てを防止する方法の一つとして有効と考えられますが、店舗や地区等で自主的に設置いただいているほか、新たに設置する場合、施設等管理者との協議が必要であることから、今後慎重に検討していく必要があります。 なお、更なるポイ捨ての防止に向けて、ごみの持ち帰り及び設置されたごみ箱への収納に努めていただくよう啓発してまいります。	5 その他
77	"	街中のごみ箱を増やしてみてもどうか。		"
78	"	ポイ捨ての目立つ場所などにごみ箱の設置を行い、様子をうかがう。		"
79	"	ごみ箱の設置をもっと増やした方がいいと思う。		"
80	清掃活動	定期的に強制で地区ごとにごみ拾い活動を実施する。その際に、ポイ捨てに関する法令、罰則をみんなに教え、ポイ捨て減少につなげるようにする。		現在、市民や事業所の皆さんには、春・秋の大掃除月間やゴミゼロ運動などに合わせて自主的にごみ拾いや清掃を実施いただいております。
81	"	年に何回か町の清掃をする日などを決めてやった方がいいと思う。	したがって、すでに実施されているこれらの取り組みを尊重するとともに、市として啓発に努めてまいります。	"
82	巡回実施	市職員を中心とした地域単位での巡回・監視システムを確立する。	監視員が巡回指導することは、効果的であると考えます。当初は、毎月定期的に啓発を含めた巡回調査を実施し、その結果、規制強化などの必要が生じた場合には常時の巡回指導を検討していくこととします。	3 修正せず参考
83	"	たばこのポイ捨て禁止を長野市の繁華街でも実施し、監視する人を雇うことで雇用対策にも少し役立つと思う。		"
84	猫・鳩の餌付け	猫の餌付けと鳩の餌付けも同時に禁止してほしい。	猫や鳩は、犬と異なり、法令等で登録や係留の対象となっていないことから、餌付けの規制についてこの条例に規定することは難しいと考えます。 今後も飼い主等にマナーについて啓発してまいります。	4 修正困難
85	食堂の禁煙	できることなら食堂もすべて禁煙にしてほしい。少なくとも分煙は最低限義務付けるべき。	市内では、完全禁煙又は分煙とする飲食店等が増えてきておりますが、空間が狭く喫煙室又は喫煙コーナーが設置できない飲食店等もあります。 施設管理者に対して、この条例等で規制若しくは義務を課すことは現在考えておりませんが、健康増進法で施設管理者に受動喫煙を防止するよう努力義務が規定されていることから、完全禁煙若しくは適切な分煙化について積極的に啓発し、理解と協力を求めてまいります。	4 修正困難

# 長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例(案)概要

## 1 条例制定における基本的な考え方

市では、これまでごみのないきれいなまちづくりを推進するため、環境美化啓発活動を実施してきました。さらに、従来からの市民はじめ事業所や団体等の皆さんの環境美化活動により、たばこの吸い殻等のポイ捨ても減少するなど、市内において「捨てられにくい環境づくり」が進んでいます。しかしながら、ごみのポイ捨て、家庭ごみをはじめとする廃棄物の投棄及び飼い犬のふんの放置のほか、ポイ捨てだけでなく火傷被害につながる可能性がある路上・歩行喫煙もいまだに見受けられ、市民や関係団体等から環境美化等に対する一層の取組について要望が寄せられています。

このことから、ごみのないきれいなまちの実現を図り、良好で快適な生活環境の確保に資するため、「長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例」を制定するものです。

## 2 条例(案)の主な内容

### 目的：「ごみのないきれいなまち」の実現

良好で快適な生活環境の確保

#### 果たすべき責務

市

・ポイ捨て等の防止に関する必要な施策を実施するとともに、市民・来訪者、事業者に対しまちの美化に関する意識を高めるための啓発を図ります。

市民・  
来訪者

・自らポイ捨て等の防止に関する意識を高めるとともに、まちの美化活動等を行うように努めます。

・市が実施する施策に協力するように努めます。

事業者

・従業員のポイ捨て等の防止に関する意識の啓発を行うとともに、自己の施設等の清潔を保持し、まちの美化の推進に努めます。

・ポイ捨て等の防止に関して消費者に対する意識の啓発等に努めます。

・市が実施する施策に協力するように努めます。

自動販売機設置者

・空き缶等の回収容器を設置・管理するように努めます。

#### 具体的項目

**ポイ捨ての禁止** 吸い殻や空き缶等のポイ捨てをしてはいけません。

**重点地区の指定** ・ポイ捨て防止のため、重点地区を指定することができます。  
・ポイ捨て防止に関する必要な施策を実施します。

**路上等における喫煙の制限** 屋外の公共の場所において、次のいずれかに該当するときは、喫煙をしないように努めてください。

・歩行しているとき、自転車等に乗車しているとき

・灰皿等の吸い殻入れが設置されていない場所で吸い殻入れを携帯していないとき

**廃棄物の投棄禁止** 廃棄物を捨ててはいけません。

**飼い犬のふんの放置禁止** 飼い犬のふんを放置してはいけません。

対象区域

市内全域とします。

罰則

市民等に対してマナーの向上を呼び掛けることとし、規定しません。

指導・勧告

ポイ捨て、廃棄物の投棄又は飼い犬のふんの放置をした者に対して、市長は、原状回復等を指導・勧告することができます。